

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 東京都の「ホテル税」とは？

**Q** :平成14年10月1日から、東京都の「ホテル税」がスタートしたと聞きました。これはどういうものですか。

**A** :東京都の宿泊税（通称・ホテル税）は、1人1泊の宿泊料金が1万円以上1万5千円未満なら100円、1万5千円以上なら200円の税金を、旅館業者が宿泊客から預かって、東京都に納入するものです。

### 【解説】

東京都が導入した宿泊税は、観光の振興などの財源とするための目的税で、宿泊客が負担する税を、旅館業者が特別徴収義務者として代わりに納入するものです。

一般の宿泊客に関係のありそうな点は、

- ① 1人1泊の宿泊料金が1万円未満ならば、宿泊税はかかりません。この場合の宿泊料金には消費税・地方消費税は含みません。また、食事・サウナ・エステ・プール・駐車場などの料金は含みません。
- ② 会議や結婚披露宴などの日中の利用については、宿泊ではないので宿泊税はかかりません。
- ③ 課税の対象となる施設は、旅館業法に定めるホテル営業または旅館営業の許可を受けてこれらの営業を行う施設とされており、通常、民宿やペンションなどは、これらに該当しない場合が多いようです。なお参考までに、旅館業法で許可を受ける基準は、ホテル営業は客室数10室以上、旅館営業は5室以上とされています。

